

容器包装分別収集計画

第10期

令和 5年 4月

【 鏡 野 町 】

目 次

1.	<u>計画策定の意義</u>	1
2.	<u>基本的事項</u>	1
3.	<u>計画期間</u>	1
4.	<u>対象品目</u>	1
5.	<u>各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み</u>	1
6.	<u>容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</u>	2
7.	<u>分別収集するものとした、容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分</u>	2
8.	<u>各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み</u>	3
9.	<u>各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法</u>	3
10.	<u>分別収集を実施する者に関する基本的な事項</u>	4
11.	<u>分別収集の用に供する施設の整備に関する事項</u>	4
12.	<u>その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項</u>	5

1. 計画策定の意義

鏡野町第2次総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）において、将来像を実現する政策の5つの柱の一つに「快適な生活環境の里づくり」を位置づけ、取り組んでいる。総合計画の中で、「循環型社会の形成」を目的として、事業を進めている。

この目的の実現に向け、ごみの減量化、リサイクルに取り組み、恵まれた自然環境を町民と共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいく必要がある。

本町においては、平成28年3月から、より広域な一般廃棄物処理施設である「津山圏域クリーンセンター」の本格稼働と共に町内はもとより津山圏域でごみの分別方法が統一され、8年が経過した。分別方法は、当初に比べると浸透してきたものの、さらなるごみの減量化、資源化対策を講じなければならない状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 地域の特性に合わせた循環型社会づくりを進める。
- ② ごみの発生抑制を第一義とし、排出されたごみは、可能な限り再使用、資源化し、最終処分量の削減を町民、事業者、町等すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減を進める。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1 2 2 . 3 t	1 3 3 . 0 t	1 4 4 . 6 t	1 5 7 . 3 t	1 7 1 . 0 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

【施策】

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制とリサイクルの啓発
 - ・ 鏡野町広報紙の「広報かがみの」にごみの減量化、資源化の呼びかけや分別の注意点等を掲載し広報活動を行う。
 - ・ 家庭ごみ収集カレンダーを毎年作成し、「広報かがみの」へ折り込み、各戸に配布し、収集品目及び収集日の周知を行う。
 - ・ ホームページへ収集日及びごみの分別区分について掲載する。
 - ・ マイバック運動として、買い物袋（マイバッグ）の持参の呼びかけを行い、過剰包装を断るなどの発生抑制の啓発を行う。
- ② 環境教育
 - ・ 小学校副読本に環境教育の一環として、ごみ問題を掲載し、小学生に認識させ大人への波及効果を期待する。
 - ・ ごみ分別DVDを活用し、ごみ減量やリサイクルに対する理解を深めてもらう。
- ③ 3R推進
 - ・ 鏡野町資源ごみ集団回収奨励金を資源ごみ回収団体の活動が地域に根付いた自主的な取組みになるよう、回収実績に応じ奨励金の交付を行い、分別収集費用に係る町民負担の一部を還元し、3R推進を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分

(法第8条第2項第3項)

本町の分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度合い、津山圏域クリーンセンター、収集体制、収集機材等を勘案して収集に係る分別の区分を下表右欄のよるに定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製の容器	缶
アルミ製の容器	
ガラス製の容器（無色）	びん（無色）
ガラス製の容器（茶色）	びん（茶色）
ガラス製の容器（その他）	びん（その他）
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	5年		6年		7年		8年		9年	
スチール製の容器	5.5 t		6.0 t		6.5 t		7.1 t		7.7 t	
アルミ製の容器	5.0 t		5.5 t		6.0 t		6.5 t		7.1 t	
ガラス製の容器(無色)	(合計) 27.3 t		(合計) 29.7 t		(合計) 32.3 t		(合計) 35.1 t		(合計) 38.2 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
ガラス製の容器(茶色)	(合計) 25.8 t		(合計) 28.1 t		(合計) 30.5 t		(合計) 33.2 t		(合計) 36.1 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
ガラス製の容器(その他)	(合計) 15.0 t		(合計) 16.3 t		(合計) 17.7 t		(合計) 19.3 t		(合計) 21.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
ペットボトル	(合計) 12.3 t		(合計) 13.3 t		(合計) 14.5 t		(合計) 15.8 t		(合計) 17.2 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 31.4 t		(合計) 34.1 t		(合計) 37.1 t		(合計) 40.3 t		(合計) 43.7 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

(人口増減・人口変動率)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
12,293人 (対前年度比) -1.26%	12,138人 (対前年度比) -1.26%	11,985人 (対前年度比) -1.26%	11,834人 (対前年度比) -1.26%	11,685人 (対前年度比) -1.26%

※ 算定方法：直近5年の人口の平均変動率を人口変動率とし、算出し、令和4年4月1日実人口に直近5年の人口の平均変動率を乗じて、人口（予測）を推計した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

分別収集は、缶、ガラスびん、ペットボトルについては現行の収集体制を活用して実施するとともに町内のスーパーでの店頭回収を継続する。

また、自治会や団体による資源集団回収は今後も引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製の容器	缶	ステーション回収	津山圏域 クリーンセンター
アルミ製の容器			
ガラス製の容器（無色）	びん（無色）	ステーション回収	津山圏域 クリーンセンター
ガラス製の容器（茶色）	びん（茶色）		
ガラス製の容器（その他）	びん（その他）		
ペットボトル	ペットボトル	ステーション回収	津山圏域 クリーンセンター
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック容器包装	ステーション回収	津山圏域 クリーンセンター

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

スチール製の容器、アルミ製の容器、ガラス製の容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製の容器包装については津山圏域クリーンセンターで選別、圧縮、保管を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	缶	プラスチック製 コンテナ	トラック	津山圏域 クリーンセンター
アルミ製の容器				
ガラス製の容器（無色）	びん（無色）			
ガラス製の容器（茶色）	びん（茶色）			
ガラス製の容器（その他）	びん（その他）			
ペットボトル	ペットボトル	ネット	パッカー車	選別・圧縮・ 梱包・保管
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック容器包装	指定袋		

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

本町では、ごみの減量化の推進と分別収集を円滑かつ効率的に推進していくために、以下の制度を設けており、今後これらの充実を図っていく。

① 鏡野町廃棄物減量等推進審議会

町民、学識経験者、事業者、関係課職員からなる鏡野町廃棄物減量等推進審議会において、容器包装廃棄物を含む、ごみの減量化及び再利用、資源化、一般廃棄物処理手数料に関する事等について審議を進めておりこれを継続する。

② 鏡野町環境衛生委員

鏡野町の目指す快適な生活環境の里づくりを推進するため、自然保護と美的景観の創出、安全で快適な生活環境及び循環型社会の形成の創造のための企画・実践運動等について、行政及び各種団体と相互の連絡と調整を図り、広く住民の理解と参加を得て推進活動を展開することを目的とした鏡野町環境衛生委員会活動を継続していく。

③ 自治会や資源回収団体による資源回収の推進

地域活動として、自主的に資源回収を実施する団体に対し、奨励金交付制度により、資源回収の支援を行っており、継続していく。

また、本町内のスーパー等による店頭回収が実施されており、町として関与はしていないが、利用拡大のため、広報を行う。